

留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、増毛町及び小平町を除く、留萌市以外の市町村から市内の中学校又は高等学校における部活動等を通じて、目標達成に向け意欲的に取り組むため、留萌市へ移住した学生を受け入れる寄宿施設等を運営する者が、安定した事業運営を維持できるよう支援するため、留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金（以下「支援金」という。）を交付することについて、留萌市補助金等交付規則（平成15年留萌市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 学生 留萌市に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校及び中学校に在籍する者又は入学が決定している者で、遠距離等により通学が困難であると市長が認めた者

(2) 寄宿施設等 市内の住宅又は下宿等で、学生の保護者と入居に係る契約を締結し、家賃等の支払を受けて運営する施設

(支援金の額等)

第3条 支援金の額は、寄宿施設等に居住する学生1人当たり月額3,000円とする。ただし、月の居住日数が3分の2に満たない場合は、対象外とする。

2 前項に規定する支援金は、留萌市学生寮運営実証実験事業補助金交付要綱（令和6年留萌市告示第55号）第5条に規定する対象施設の認定を受けた寄宿施設等には適用しない。

(交付申請)

第4条 寄宿施設等を運営する者で支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金交付申請書（別記様式第1号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、支援金の交付の可否を決定し、留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金交付（不交付）決定通知書（別記様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(支援金の変更)

第6条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は申請内容に変更が生じた場合は、速やかに留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金変更承認申請書（別記様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金変更決定通知書（別記様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

(居住に関する報告及び請求)

第7条 交付決定者は、毎月末に寄宿施設等に居住する学生に関する報告書（別記様式第5号）及び留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金請求書（別記様式第6号）を市長へ提出するものとする。

(支援金の確定)

第8条 市長は、前条の報告書及び請求書を受理したときは、支援金の交付決定内容及びこれに付した条件の適合について調査し、適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、留萌市学生受入寄宿施設等運営支援金確定通知書（別記様式第7号）により、通知するものとする。

(返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、この要綱による支援金の交付を受けた者があるときは、その者に支援金の返還を命じることができる。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則 (令和6年4月1日告示第22号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年10月1日告示第57号)

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。